

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、市、市民、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校などの保育・教育機関のほか、児童相談所、保健所、地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担う子どもやその親たちを支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、子ども・子育て支援の施策や事業、活動を実施します。

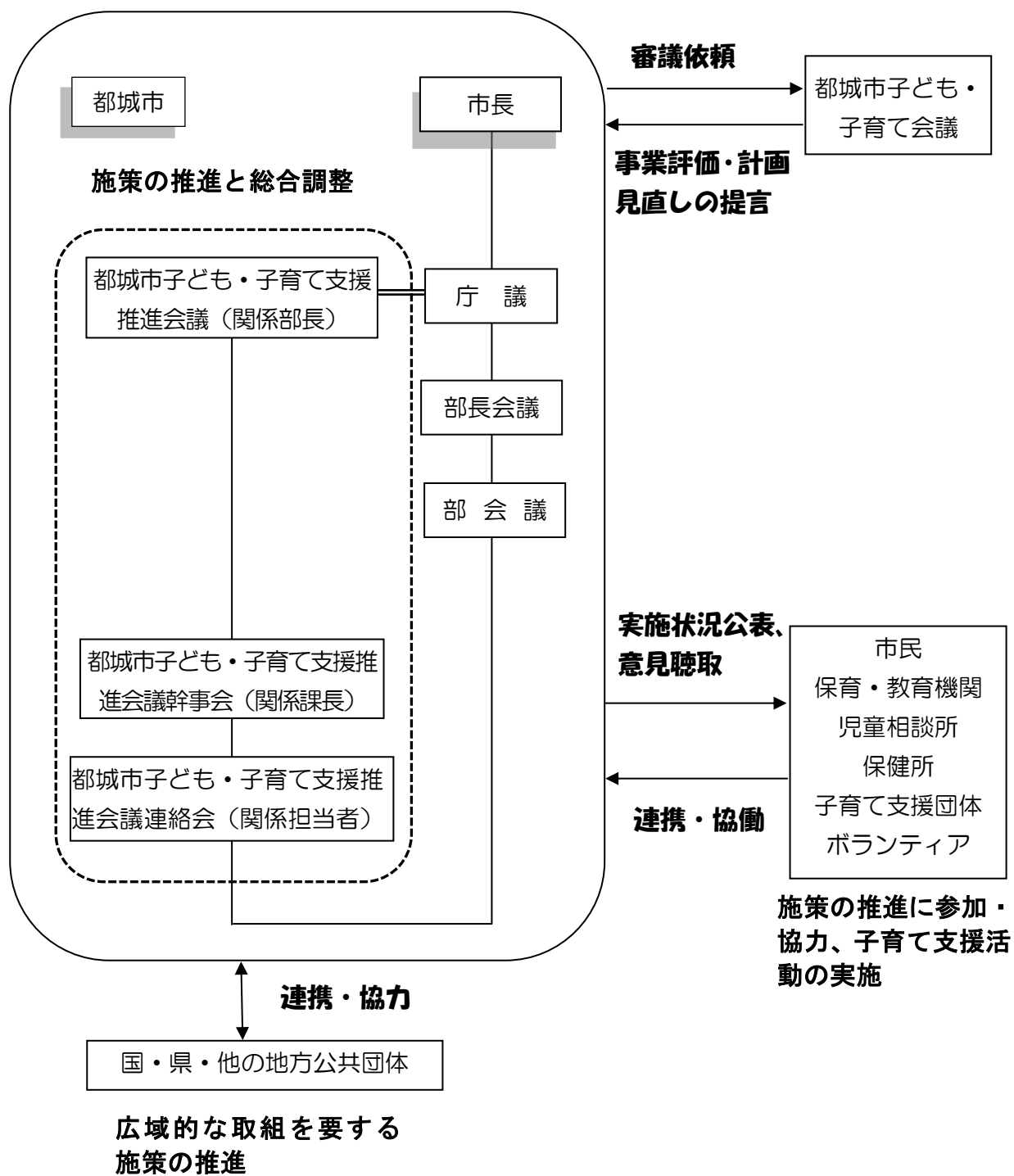
市は、庁内に設置した「都城市子ども・子育て支援推進会議（事務局：福祉部保育課）」において、関連事業の進行管理・調整など、全庁的な合意形成を図りながら、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進します。

また、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「都城市子ども・子育て会議」において事業の点検評価や計画の見直しを行います。

広域的な課題については、国・県・他の地方公共団体と連携し、子ども・子育て施策を推進します。

特に、健全な子ども・子育て環境を整備するには、子どもやその親たちが暮らす地域の市民の力と協力が不可欠なことから、市民との協働を深めます。

計画推進体制

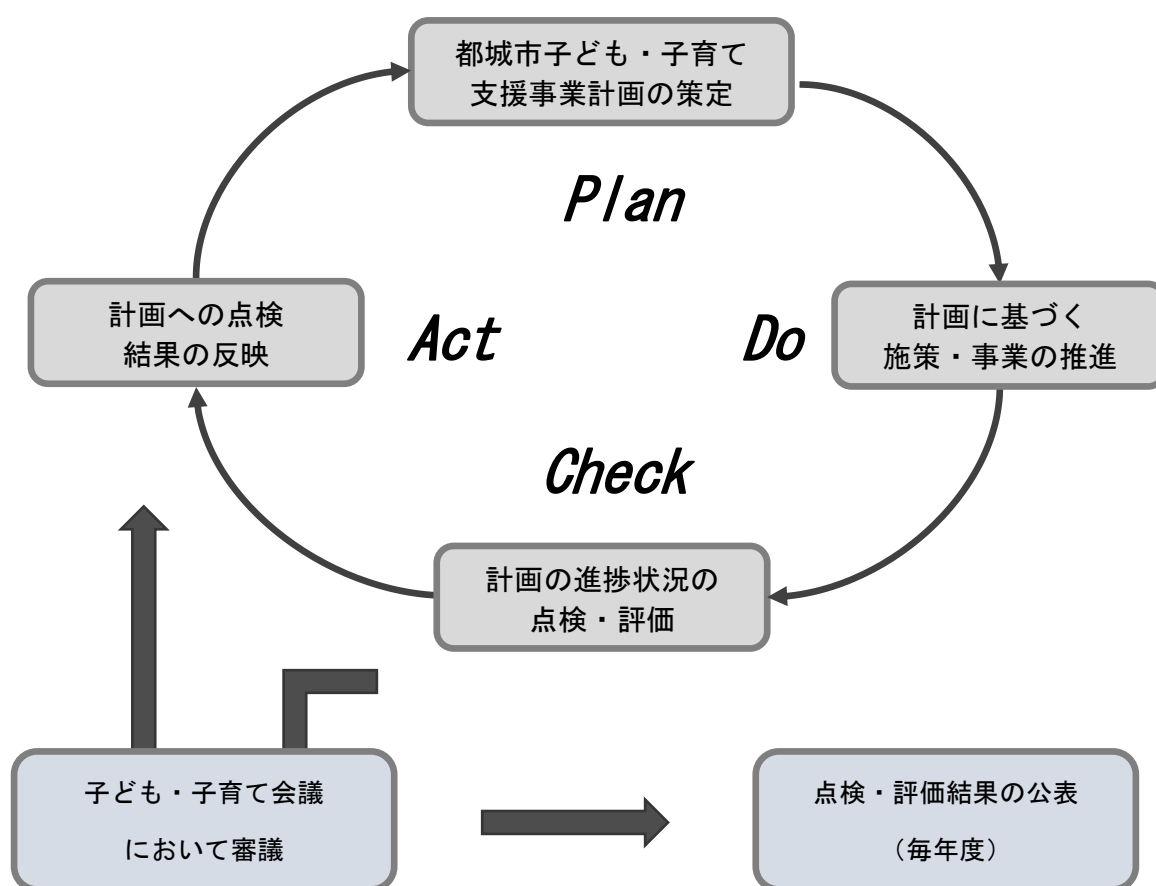


## 2. 計画の進行管理

本計画に掲載した施策・事業の進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを毎年度、点検・評価することにより進行管理します。

施策・事業の点検・評価は、「都城市子ども・子育て支援推進会議（事務局は福祉部保育課）」が行い、「都城市子ども・子育て会議」に審議を依頼し、計画の見直し等について提言をいただきます。また、各年度の「子ども・子育て支援事業計画実施状況」を広報紙、ホームページ等により公表・報告を行い、全庁で計画を推進します。

本計画の進行管理は、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」のPDCAサイクルを確立し、継続的に推進していきます。



## 1. 都城市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、都城市子ども・子育て会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項を処理するに当たり必要な審議を行わせるため、都城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関係すると市長が認めた団体の代表者又はその指名する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、福祉部において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例(平成 18 年条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表福祉のまちづくり審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,000 円	同上
-------------	------------	----

## 2. 都城市子ども・子育て支援推進会議設置規程

平成 25 年 6 月 11 日

訓令第 5 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日訓令第 26 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 13 号

平成 27 年 4 月 24 日訓令第 1 号

平成 29 年 3 月 7 日訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条第 1 項の規定に基づく都城市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する協議及び適正な実施を図るため、都城市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議に幹事会及び連絡会を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都城市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及びその変更に関すること。

(2) 事業計画の実施に係る進行管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

2 幹事会は、前項各号に掲げる所掌事務について検討及び調整を行うものとする。

3 連絡会は、第 1 項各号に掲げる所掌事務について調査、研究その他専門的な作業を行うものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 連絡会は、別表第 3 に掲げる課の所属長が推薦する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長を、副会長は副市長（事業担当）をもって充てる。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(推進会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集する。ただし、会長が認める場合で、都城市行政組織規則（平成 18 年規則第 10 号）第 19 条に規定する庁議に付議した時は、推進会議を省略することができる。

2 会長は、審議に必要があるときは、関係職員を推進会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会及び連絡会)

第6条 幹事会の代表幹事は保育課長をもって充て、代表幹事は幹事会の議長となる。

2 幹事会及び連絡会は代表幹事が招集する。

3 連絡会のリーダーは、代表幹事が指名し、リーダーは連絡会の議長となる。

4 代表幹事は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対し、幹事会及び連絡会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 代表幹事は、調査研究、検討及び調整した結果について推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議、幹事会及び連絡会の庶務は、福祉部保育課において所掌する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び連絡会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日訓令第 26 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 24 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の都城市子ども・子育て支援推進会議設置規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 3 月 7 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

市長
副市長 (総括担当)
副市長 (事業担当)
総合政策部長
総務部長
市民生活部長
福祉部長
商工観光部長
山之口総合支所長
高城総合支所長
山田総合支所長

高崎総合支所長
教育長
教育部長

別表第2（第3条関係）

総合政策課長
コミュニティ文化課長
福祉課長
こども課長
保育課長
商工政策課長
学校教育課長
スポーツ振興課長
生涯学習課長
高城総合支所地域振興課長

別表第3（第3条関係）

総合政策課、コミュニティ文化課、福祉課、こども課、商工政策課、学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課、高城総合支所地域振興課
--



### 3. 都城市子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	宮内 孝
施設運営 管理者等	都城市社会福祉法人立保育園等園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区幼稚園連合会	会長	佐々木 慈舟
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局	江田 かおり
	都城市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	小林 内外
	社会福祉法人 光生会 ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会	会長	北村 俊二 鹿島 庄一郎 (H31.4.1～)
	都城市PTA連絡協議会	副会長	相良 照代
行政機関	都城公共職業安定所	所長	前田 春一郎
	宮崎県都城児童相談所	所長	貫 卓己
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	会長	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計 高城地区民生委員 児童委員協議会会長	大津 律子 坂元 京子 (H31.7.1～)
市民関係	特定非営利活動法人さらだ	代表	那須 史代
	公募市民		黒松 香里
	公募市民		青木 知恵美

## 4. 第2期都城市子ども・子育て支援事業計画 検討経過

### ■平成30年10月30日（火） 第19回子ども・子育て会議

- 1 会場 都城市役所 南別館3階 第2会議室
- 2 出席者 委員15名中8名出席（小林内外委員、前田春一郎委員、貫卓己委員、永田優委員、大津律子委員、青木知恵美委員、徳益香里委員欠席）
- 3 審議内容  
地域型保育事業の認可について、都城市第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査素案内容について等

### ■平成30年11月～12月 ニーズ把握のためのアンケート調査実施

実施概要	就学前児童	2,000 票中	838 票回収	回収率 41.9%
	小学生	2,000 票中	1,019 票回収	回収率 51.0%
	合計	4,000 票中	1,857 票回収	回収率 46.4%

### ■平成31年3月27日（水） 第20回子ども・子育て会議

- 1 会場 都城市役所 南別館3階 第2会議室
- 2 出席者 委員15名中13名出席（豊留かく子委員、大津律子委員欠席）
- 3 審議内容  
平成31年度教育・保育施設利用定員数について、都城市第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告について、都城市第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る関係者ヒアリング及び分野別分科会について、幼児教育無償化（概要）について等

### ■平成31年4月 グループヒアリング調査に係る事前アンケート

実施概要	子育て支援団体	11 票中	7 票回収
	児童発達支援事業所	12 票中	6 票回収
	認定こども園・保育園（所）・幼稚園	91 票中	61 票回収

### ■平成31年4月17日～令和元年7月18日 グループヒアリング調査

- 1 日時及び出席者 下表のとおり
- 2 ヒアリング内容 子ども・子育てに関する自由意見の聴取

日時	区分	場所	対象者	参加人数
平成31年4月17日 10:00～	子育て世代保護者①	子育て世代活動支援センターぷれびか	主に未就学児を子育て中の保護者	8名
平成31年4月23日 10:00～	子育て世代保護者②	山之口地域子育て支援センター	主に未就学児を子育て中の保護者	6名
令和元年6月12日 15:00～	教育・保育施設関係者	市役所南別館4階第1会議室	保育園、幼稚園、認定こども園等の園長、副園長、主任等	15名

日時	区分	場所	対象者	参加人数
令和元年6月13日 10:00~	児童発達支援施設関係者	市役所南別館4階第1会議室	児童発達支援施設の園長、代表、管理者、部長、主任等	10名
令和元年6月13日 19:00~	中山間地域保護者(有水地域)①	高城総合支所 西別館第一会議室	有水地域の保護者	7名
令和元年6月17日 13:30~	子育て支援施設関係者①	らしくサポート内	らしくサポート運営者	2名
令和元年6月26日 10:00~	子育て支援施設関係者②	県営都北団地内集会所内	あなたの街の応援団運営者	4名
令和元年6月26日 19:00~	中山間地域保護者(西岳地域)	西岳小学校体育館クラブハウス	西岳地域の保護者	3名
令和元年7月2日 10:00~	児童発達支援事業利用者①	ひかり園内	施設利用者の保護者	5名
令和元年7月2日 12:00~	児童発達支援事業利用者②	都北学園内	施設利用者の保護者	7名
令和元年7月18日 19:00~	中山間地域保護者(有水地域)②	高城農村環境改善センター	有水地域の保護者	25名

■令和元年7月24日(水) 第21回子ども・子育て会議

- 1 会場 未来創造ステーション(Mallmall内)会議室1
- 2 出席者 委員15名中9名出席(鹿島庄一郎委員、相良照代委員、貴卓己委員、永田優委員、坂元京子委員、黒松香里委員欠席)
- 3 審議内容  
各課の施策評価結果(H27~H31)、ヒアリング等の結果報告(終わっている分まで)、量の見込みの速報値と確保策検討の方向性、計画の基本理念、基本目標、施策体系の方向性等

■令和元年9月30日(月) 第22回子ども・子育て会議

- 1 会場 都城市役所 南別館3階 第2会議室
- 2 出席者 委員15名中9名出席(豊留かく子委員、鹿島庄一郎委員、相良照代委員、前田春一郎委員、坂元京子委員、青木知恵美委員欠席)
- 3 審議内容  
ヒアリングの追加分の報告について、第2期子ども・子育て支援事業計画のイメージについて(第1章~第2章)、基本理念と基本方針について、量の見込みと確保方策について、提供区域について、10月以降の利用定員及び児童数について等

■令和元年11月18日(月) 第23回子ども・子育て会議

- 1 会場 都城市役所 西館4階 秘書広報課前会議室
- 2 出席者 委員15名中13名出席(江田かおり委員、鹿島庄一郎委員欠席)
- 3 審議内容  
第1章 計画の基本事項及び第2章 都城市の子ども・子育て環境について、第3章 について、第4章 計画の目標と確保方策について及び第5章 計画の推進について等

- 令和元年 12月6日（金）～令和2年1月14日（火）  
第2期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメントの実施
  
- 令和2年3月18日（水） 第24回子ども・子育て会議
  - 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を鑑み、書面協議にて実施
  - 2 審議内容  
子ども・子育て支援事業計画について、令和2年度の利用定員及び児童数について

## 5. 用語解説

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及しましたが、国際的には ICT が広く使われています。

#### ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のことです。教師と協力してチーム・ティーチング（協同授業）等を行います。

### か行

#### 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

#### 子育てコンシェルジュ

子育てに関する情報を、保護者等に分かりやすく案内し、適切なサービスの利用に結び付ける役割を担っています。

#### 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

#### こども発達センターきらきら

発達障がい又は、その疑いのある未就学の子どもに対して、小児専門医の診察（心理士などの評価も含む）に基づく相談、支援を行っています。

#### コーホート変化率法

同じ期間に生まれた集団の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

### さ行

#### 市町村行動計画

市町村が目的を遂行するため、計画期間や基本方針、実施する具体的な内容等を示した計画のことです。

## 周産期医療

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことです。

## 小1の壁

保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となることです。

## 新・放課後子ども総合プラン

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画です。

## スキルアップ

自分の持つ能力や技術などを学習や訓練を通して向上させることです。

## セーフティネット

最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策のことです。

## た行

### 中心市街地中核施設 Mallmall

中心市街地の商業施設を再生し、図書館をはじめ、子育て世代活動支援センターやまちなか広場などを整備した乳幼児から高齢者まであらゆる世代が集い、活動することのできる施設です。

### 定住自立圏

地方圏における定住の受け皿を形成するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担や連携・協力することによって、圏域全体として必要な生活機能等を確保することです。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった異性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、身体的なものだけでなく、精神的、性的なものなども含まれます。

## な行

### ノーマライゼーション

障がいの有無等に関わらず、全ての人が共に普通に生活できる社会が本来の姿（ノーマルなこと）であるという考え方です。

## は行

### 放課後等デイサービス

就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

### 母子訪問指導員

助産師又は保健師の資格を持ち、妊婦が無事に出産し、産後も安心して子育てができるように、訪問指導を行います。

### 母子保健コーディネーター

保健師や助産師、看護師などの資格を持ち、妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応しています。

### 母子保健推進員

母子の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知、健康診査や各種教室への協力をはじめ、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っています。

## や行

### 有効求人倍率

公共職業安定所（ハローワーク）で取り扱う求職者数に対する求人数の割合で、1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標です。

### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

## ら行

### ロタウイルスワクチン

乳幼児期にかかりやすい感染性胃腸炎の一つであるロタウイルスによる胃腸炎を予防するワクチンです。令和2年10月から定期接種とすることになっています。





## 第2期都城市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：都城市福祉部保育課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話：0986-23-4894

ファクス：0986-23-2788